

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 3 年 12 月まで
③ 平成 4 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①、②及び③について、私はA市役所から納付書が送られてきたので、B郵便局及びC銀行D支店において現金で国民年金保険料を納付していた。A市役所から未納の連絡及び督促状などは受け取ったことは無く、申立期間①、②及び③は全て納付済みと思っていた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、平成4年4月から同年8月までについて、申立人は、A市役所から納付書が送付され、B郵便局又はC銀行D支店において現金で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の当該期間前後の国民年金保険料は、納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年2月頃に払い出されたと推認され、当該期間は保険料を納付できる期間である上、申立人が5か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間③のうち、平成4年9月について、申立人は上記と同様に郵便局及び銀行で保険料を納付したとしている。しかしながら、オンライン記録によれば、当該年月の国民年金保険料は6年11月22日に納付されたものの、時効により納付できないとして、7年3月31日に

E 社会保険事務所（当時）から申立人の指定金融機関（C 銀行 D 支店）に 9,700 円の国民年金保険料が還付されたことが記録されている。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、上記 1 と同様に郵便局及び銀行で保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付方法及び納付時期等について明確な記憶は無く、同居の妻も申立期間①及び②と同様の期間が未納となっている。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は合計 105 か月と長期間であり、これだけ長期間にわたり行政側の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から59年9月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。個人経営をしていた父を手伝って経理関係の仕事をしていたので、月末にA信用金庫B支店に給与の振込みに行った際に、両親の国民年金保険料を含めて3人分の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、個人経営をしていたその父の仕事を手伝って経理関係の仕事を行っていたので、月末に給料の振込みに行った時に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和60年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち58年1月から59年9月までは、現年度及び過年度納付により保険料を納付することができる期間である。

また、昭和61年11月29日に59年10月から60年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される60年2月頃の時点で、58年1月から59年9月までの保険料を現年度及び過年度納付した可能性を否定できない。

さらに、申立人は、申立期間以降に未納は無く、平成2年4月以降は前納で保険料を納付しており、申立人が21か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらず

ない。

2 一方、申立期間のうち昭和 49 年 12 月から 57 年 12 月までの期間については、前述のとおり国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 60 年 2 月頃の時点では時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、その両親と一緒に国民年金の加入手続きをしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、その両親の記号番号前後の被保険者番号*から*までの期間及び昭和 49 年 12 月から 59 年 9 月までの期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているかどうか調査したが、申立人が国民年金の加入手続きを行った形跡が見当たらなかった。

さらに、申立人は、過去の保険料を特例納付等により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 5 月まで

申立期間①については、私はA市の実家において、国民年金の加入手続についての記憶は定かでないが、国民年金保険料は父が納付してくれていたはずである。申立期間②については、私が納付したはずで、直前までの保険料を納付しているのに、その後の3か月分だけ納付していないことは考えられない。申立期間③については、直前まで厚生年金保険に加入していたが、納付書が届いていれば私が納付したはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料については、申立人自身が納付したと主張している。これについて、B市が保管する「国民年金被保険者名簿」によると、申立人は、昭和 59 年 6 月 19 日に年金手帳の交付を受けたと記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンラインの当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことから申立期間②及び③は、国民年金保険料を納付できる期間である。

また、オンライン記録によると「昭 62. 6. 8」に納付書がされた

記録があることから、この納付書によっても、申立期間②及び③の国民年金保険料は納付可能である。

さらに、申立人の国民年金保険料は、上記「国民年金被保険者名簿」及びオンライン記録から、昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料はいずれも納付済みとされており、3か月及び5か月のそれぞれ短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、A市の実家において、国民年金保険料はその父親が納付してくれていたはずであると主張しているが、その父親からは86歳と高齢なため明確な証言が得られず、申立人は保険料納付については直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続についての記憶は定かでないとしているところ、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月

私は、昭和 47 年 3 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加保険料納付の申出も行った。また、その手続の際、年度末であるため加入月の分の国民年金保険料は現金で納付するようにと、窓口の担当者から言われ、その場で 47 年 3 月分の保険料と付加保険料を納付した。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出を行い、また、その手続の際に、窓口の担当者からの案内で 47 年 3 月分の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 47 年 3 月頃に払い出されたと推認される上、申立人が所持している国民年金手帳、B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、47 年 3 月 23 日に任意加入被保険者の資格を取得していることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳及び B 町の国民年金被保険者名簿では、「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に昭和 47 年 3 月 23 日と記載されていることから、申立期間は付加保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人の国民年金加入期間中の国民年金保険料は、申立期間以外に未納は無く、一部期間を除き付加保険料も納付されていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、任意加入及び付加保険料納付の手続を行った当初の、1か月と短期間である申立期間の付加保険料を含む保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年3月から同年9月までは19万円、同年10月から4年6月までは18万円、同年7月から6年1月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月1日から6年2月1日まで
② 平成11年5月1日から同年12月27日まで
③ 平成12年1月28日から13年3月17日まで

平成3年3月1日に株式会社Aに入社し、同社の関連会社に13年3月まで勤務した中で、申立期間についての標準報酬月額が、実際の報酬月額よりかなり低額になっている。同事業所に勤務していた元同僚は、第三者委員会に申立てをし、認められている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年3月から同年9月までは19万円、同年10月から4年6月までは18万円、同年7月から6年1月までは22万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった7年11月30日の後の同年12月7日付けで、3年3月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役及び元同僚15人についても、オンライン記録によると、同日付けで、遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの元代表取締役は、「私は、申立期間当時、総務担当であり、金額は覚えていないが社会保険料の滞納があったため、

社会保険事務所徴収課長と相談した。」と回答しており、ほかの元同僚は、「申立期間当時のことは記憶に無いが、経理担当者が小切手の不渡りを出し、仕事や入金が止まり会社は苦しかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月7日付けで行った遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について3年3月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年3月から同年9月までは19万円、同年10月から4年6月までは18万円及び同年7月から6年1月までは22万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間②について、標準報酬月額が平成11年5月1日に44万円から15万円に減額されていると主張しているが、当該減額処理は随時改定によるものであり、オンライン記録上からは遡及して訂正された形跡は認められない上、同記録によると、株式会社Aが適用事業所でなくなった11年12月27日に資格を喪失した69人のうち、取締役及び女性を除いた51人の資格喪失時の標準報酬月額が15万円と記録されていることが確認できる。

また、株式会社Aの元経理部長は、「社会保険料の滞納金額の対処のために、標準報酬月額を15万円に引き下げ、給与から15万円相当の保険料を控除した。その後、株式会社Aが適用事業所でなくなった後に新たに作った株式会社Bにその形態を引き継いだ。」と供述している。

さらに、連絡先が判明した8人の元同僚に照会し、3人から回答を得たが、そのうちの1人は、「株式会社Aの事業主と顧問会計税理士との間で、社会保険料削減のため、事務的には、元経理部長が、全社員の標準報酬月額を最低金額に引き下げ、C職には、基本給(15万円)は振込、インセンティブ(D料の10%)は、手渡しで支給し、取締役及び女性には、基本給と賞与を振り込むとした。」と供述している。

加えて、別の元同僚から提出された平成12年分源泉徴収票に記入されている「社会保険料等の金額」を検証した結果、15万円に相当する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが推認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「実際の給与は15万円以上であった。」と主張しているところ、オンライン記録によると、株式会社A

において資格を喪失した前記 69 人のうち株式会社Bへ異動した 59 人の資格取得時の標準報酬月額が 15 万円と記録されていることが確認できることから、前記の元経理部長の供述どおり、株式会社Bの標準報酬月額は、株式会社Aの形態を踏襲したものと推認できる。

- 4 これらのことから、申立事業所(株式会社A及び株式会社B)は、従業員に支払った給与金額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認され、また、厚生年金保険料については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は17万円、同年10月から3年3月までは22万円とすることが妥当である。

申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年10月8日であると認められることから、申立期間④の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②及び⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日及び同資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を17万円、申立期間⑤に係る標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成3年5月1日から同年6月1日まで
④ 平成4年3月31日から同年10月8日まで
⑤ 平成4年10月8日から同年11月1日まで
⑥ 平成4年11月1日から5年4月1日まで

平成元年6月1日から3年3月31日まで株式会社AでC職として継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成3年4月1日に株式会社Aから株式会社Bに移籍し、5年4月1日までC職として継続して勤務したが、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成3年3月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年2月1日の後の同年4月8日に2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成3年2月1日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が、同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成元年10月及び2年10月のオンライン記録から、同年8月及び同年9月は17万円、同年10月から3年3月までは22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成5年3月31日まで株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の同年10月8日に同年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成4年3月31日以後も株式会社として存続していたことが確認で

きる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間④の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間④における資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った平成4年10月8日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成3年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②及び⑤について、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、当該両期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、株式会社Aから株式会社Bに移籍したことが確認できる38人（申立人を含む。）のうち10人（申立人が名前を挙げた元同僚3人を含む。）に照会したところ、回答が得られた6人のうちの5人は、いずれも「申立人と同様、申立期間②及び⑤について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成3年4月1日付けで、株式会社Aの事業主が別に設立した株式会社Bに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から継続して控除されていたのは間違いない。」と供述している上、当時、当該事業所に勤務していた別の元同僚から提出された給与明細書により、同人は、3年4月及び4年10月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び⑤に係る標準報酬月額については、上記元同僚から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②を17万円、申立期間⑤を22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、株式会社Bは、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によれば、同社は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、申立期間⑤について、同登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成4年3月31

日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の元同僚が同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得られず詳細は不明であるが、申立期間②及び⑤において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間③及び⑥について、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、当該両期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の期間において当時の事業主からは厚生年金保険料の控除について回答が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、前述の当該事業所に勤務していた元同僚から提出された給与明細書によると、同人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることを踏まえると、事業主は、当該期間の申立人に係る保険料を控除していないと認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月から3年3月までは28万円とすることが妥当である。

申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年10月8日であると認められることから、申立期間④の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②及び⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日及び同資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を28万円、申立期間⑤に係る標準報酬月額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成3年5月1日から同年6月1日まで
④ 平成4年3月31日から同年10月8日まで
⑤ 平成4年10月8日から同年11月1日まで
⑥ 平成4年11月1日から5年4月1日まで

昭和62年9月1日から平成3年3月31日まで株式会社AでC職として継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認でき

ない。

また、平成3年4月1日に株式会社Aから株式会社Bに移籍し、5年4月1日までC職として継続して勤務したが、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成3年3月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年2月1日の後の同年4月8日に2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成3年2月1日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成元年12月及び2年10月のオンライン記録から、同年8月から3年3月までは28万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成5年3月31日まで株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の同年10月8日に同年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成4年3月31日以後も株式会社として存続していたことが確認で

きる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間④の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間④における資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った平成4年10月8日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Bにおける平成3年10月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②及び⑤について、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、当該両期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、株式会社Aから株式会社Bに移籍したことが確認できる38人（申立人を含む。）のうち10人（申立人が名前を挙げた元同僚3人を含む。）に照会したところ、回答が得られた6人のうちの5人は、いずれも「申立人と同様、申立期間②及び⑤について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成3年4月1日付けで、株式会社Aの事業主が別に設立した株式会社Bに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から継続して控除されていたのは間違いない。」と供述している上、当時、当該事業所に勤務していた別の元同僚から提出された給与明細書により、同人は、3年4月及び4年10月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該両期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び⑤に係る標準報酬月額については、上記元同僚から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②を28万円、申立期間⑤を30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、株式会社Bは、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によれば、同社は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、申立期間⑤について、同登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成4年3月31日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の元同僚

が同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得られず詳細は不明であるが、申立期間②及び⑤において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間③及び⑥について、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、当該両期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の期間において当時の事業主からは厚生年金保険料の控除について回答が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、前述の当該事業所に勤務していた元同僚から提出された給与明細書によると、同人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることを踏まえると、事業主は、当該期間の申立人に係る保険料を控除していないと認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は13万4,000円、同年10月から3年3月までは17万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②のうち、株式会社Bにおける平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額の記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年6月1日まで

平成2年5月1日から3年3月31日まで株式会社AでC職として継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成3年4月1日に株式会社Aから株式会社Bに移籍し、同年6月1日までC職として継続して勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成3

年3月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年2月1日の後の同年4月8日に2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成3年2月1日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成2年5月及び同年10月のオンライン記録から、同年8月及び同年9月は13万4,000円、同年10月から3年3月までは17万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち平成3年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、株式会社Aから株式会社Bに移籍したことが確認できる38人（申立人を含む。）のうち10人（申立人が名前を挙げた元同僚3人を含む。）に照会したところ、回答が得られた6人のうちの5人は、いずれも「申立人と同様、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないが、平成3年4月1日付けで、株式会社Aの事業主が別に設立した株式会社Bに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から継続して控除されていたのは間違いない。」と供述している上、当時、当該事業所に勤務していた別の元同僚から提出された給与明細書により、同人は、3年4月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記元同僚から提出された

給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、株式会社Bは、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によれば、同社は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得られず詳細は不明であるが、当該期間において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち平成3年5月1日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の事業主からは厚生年金保険料の控除について回答が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、前述の当該事業所に勤務していた元同僚から提出された給与明細書によると、同人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年3月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、33年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年3月から同年9月までは6,000円、同年10月から32年7月までは7,000円、同年8月から33年10月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月26日から33年11月1日まで

昭和31年3月26日からA株式会社に正社員として勤務していたが、C業務に我慢できず33年10月31日に退職し、間を置かずD株式会社に同年11月10日に入社した。

しかし、厚生年金保険の記録では、A株式会社で勤務した期間が、被保険者期間から漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚証言及び申立人の具体的な申述内容により、申立人は申立期間において、A株式会社に勤務していたと推認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和31年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額に係る33年10月までの定時決定の記録を確認することができるが、資格喪失日に係る記録は見当たらない。

これについて、管轄の年金事務所は「当時の届出書類を保管していないため、上記被保険者名簿について、申立人に係る資格喪失日が記載されていない理由等は不明である。」と証言しており、社会保険事務所における

申立人の年金記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

一方、申立人は、「10月の給料を月末にもらった後、A株式会社を辞めてしまった。退職後は、父親がE関係の会社にいたので、紹介されて、D株式会社にすぐ入社した。」として昭和33年10月31日までの勤務を主張しているところ、申立期間当時にA株式会社に勤務していた複数の元同僚は、同社の給与支給日について、「毎月の給料は、月末に支給されていた。」と供述していることから、申立人の資格喪失日は同年11月1日であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和31年3月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められ、かつ、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、33年11月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上述の被保険者名簿の記録から、昭和31年3月から同年9月までは6,000円、同年10月から32年7月までは7,000円、同年8月から33年10月までは9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録について、申立人は、その主張する標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年10月1日まで
平成7年5月21日付けでA株式会社に入社し、基本給が13万円で、そのほかに手当、交通費等の給与総額で20万円以上の支給をされていたが、ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況は、15万円の標準報酬月額になっている。申立期間はもちろん、それ以外の期間についても、事業所における大幅な給与額の変化は無かった。平成7年5月入社時から10年3月までは、社長の姉が給与計算を行っており、同年4月からは社長が給与計算を行っていた。3年以上にわたり標準報酬月額を低く申告されていたのに対し、残っていた10年1月以後の給与明細書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年1月から同年9月までの期間について、申立人が提出したA株式会社に係る当該期間の給与明細書によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額15万円を超える20万円以上の給与の支給を受けており、標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料（1万7,350円）を事業主により給与から当月に控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成7年7月から9年12月までの期間については、事業主は、社会保険事務所に対する標準報酬月額の届出等については、「実際の給与額に見合う標準報酬月額の届出を行ったと思うが、資料が無いので不明であり、給与からの保険料控除額も、資料が無いので不明である。」と回答している。

また、B市市民税課から、「平成8年度から11年度までに係る住民税課税基礎資料等の申立人の社会保険料控除額が分かる資料は、保存していない。」との回答があり、申立人に係る給与明細書や保険料控除が分かる源泉徴収票等の資料も無く、申立人が、事業主によりオンライン記録よりも高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたかどうかは確認できない。

このほか、申立期間のうち平成7年7月から9年12月までの期間について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から9年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年2月について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から同年3月1日まで
② 平成9年3月1日から同年5月26日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成7年2月の標準報酬月額が、それまで32万円だったものが9万8,000円に引き下げられているが、給料が大幅に下がった記憶は無い。

また、株式会社Aが社名変更して株式会社Bとなったが、同社で厚生年金保険に加入していた平成9年3月1日から同年5月26日までの期間について、標準報酬月額が9万8,000円となっているが、給料は30万円以上もらっていた。標準報酬月額の記録がおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aに係るオンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、当初32万円と記録されていたところ、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月1日より後の同年3月2日付けで、同年2月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できるとともに、同社取締役3人についても同年3月2日付けで、5年4月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されており、1か月遡及して9万8,000円に引き下げられている同僚は、申立人を含めて3人確認でき、3人全員が*歳以上であることが確認できる。

また、株式会社Aに係る滞納処分票により、申立期間当時に、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、法人登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役ではないことが確認できる。

さらに、同僚の一人が、「*歳定年者が、健康保険の任意継続被保険者（以下「任意継続」という。）に変更されたと聞いたことがある。自分も、平成9年10月頃から任意継続に変更させられた。」と供述しており、C協会D支部から提出された申立人に係る任意継続の資格記録によると、申立人は、会社が適用事業所ではなくなった7年3月1日に任意継続の資格を取得しており、任意継続として登録されている住所地・電話番号が、オンライン記録に登録されている株式会社Aの住所地・電話番号と同一であることが確認できる上、任意継続の保険料額が資格喪失時の標準報酬月額又は法定額のどちらか低い額であることを踏まえると、事業主が、会社の社会保険料負担を軽減するために行ったと推認できる。

加えて、前述の遡及した減額訂正が行われている同僚取締役が保管していた給与明細書によると、当該役員は、減額訂正が行われた平成5年4月から7年2月までの期間について、訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人の株式会社Bに係る雇用保険記録により、同社において勤務していたことが推認できる上、雇用保険に係る離職時賃金日額より、離職前6か月間の平均賃金額が約35万円であることが確認できることから、申立期間にオンライン記録の9万8,000円よりも高額の給与の支給を受けていたことが認められる。

しかしながら、株式会社Bの同僚から提出された平成8年12月の給与明細書によると、当該同僚は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、事業主は、資料が無いとしていることから、申立期間②に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

また、申立人に係る任意継続の資格記録によると、申立人は、株式会社Aに係る任意継続の法定加入期間（2年間）が満了した後の平成9年

3月1日に株式会社Bにおいて被保険者資格を取得し、同社において、資格喪失後に任意継続の資格取得をするための加入条件である2か月間のみ被保険者となった後、同社の資格喪失日である同年5月26日に再度任意継続の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間②に係る給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、申立人が、当該期間について、オンライン記録よりも高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年1月31日まで
日本年金機構から連絡があり、平成10年10月から同年12月までの標準報酬月額が下がっていることを知った。申立期間の標準報酬月額について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年1月31日）の翌日である11年2月1日付けで、10年10月に遡って9万2,000円に訂正されているほか、申立期間当時の同僚も申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、事業主は「経営不振で給料も遅配になったり、資金繰りに苦労していた。社会保険料の滞納はかなり長い期間あった。」と供述している。

さらに、申立人は同社の取締役ではなかったことが商業登記簿謄本により確認できる上、事業主は「遡って標準報酬月額を引き下げたことについて申立人に説明していない。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年9月11日まで
② 昭和39年9月14日から40年4月1日まで
③ 昭和40年4月1日から42年9月29日まで

平成15年に夫の定年に伴う年金手続にA社会保険事務所(当時)に行った際に、Bの記録はあるが、C、D、Eに勤務していた期間について脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。この脱退手当金を受け取った覚えは無いので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年1か月後の昭和44年10月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の依頼を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年4月21日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成6年12月から7年3月までを59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月21日まで
年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与より低額となっている。申立期間の一部の給与明細書が残っており、提出するので、調査して記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務していたことが確認できるとともに、申立人から提出された給与明細書により、申立人は平成7年4月20日までの勤務に対して、給与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、株式会社Aが厚生年金の適用事業所でなくなった日（平成7年3

月 31 日) に関する処理がなされた日である平成 7 年 5 月 2 日付けで、当初記録されていた 53 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されているほか、同日に資格喪失日に係る届出(資格喪失日は平成 7 年 3 月 31 日)が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の登記簿謄本から、申立人は、平成元年 4 月から取締役就任していることが確認できるが、当時の社長及び同僚二名は、「申立人は現場で作業を行っており、社会保険の処理に関係することはなかった。」としていることなどから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

加えて、当該事業所は申立期間において法人事業所であり、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失処理及び標準報酬月額減額訂正処理は事実即しと認められ、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の株式会社 A における資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である平成 7 年 4 月 21 日に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、53 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成 6 年 12 月から 7 年 3 月までの期間について、申立人提出の給与明細書より、上述の遡及訂正処理前の標準報酬月額を超える報酬月額(59 万円)の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、59 万円に訂正することが必要である。

また、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が 15 万円となっているが、株式会社 A の経営状態が悪化したため減額したと思われる。減額したことは社長から何も知らされていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は当初申立人が主張する 38 万円と記録されていたところ、平成 9 年 8 月 28 日付けで 8 年 10 月 1 日の定時決定を取り消した上で、同年 8 月 1 日に遡って 15 万円に引き下げられ、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（9 年 10 月 1 日）まで継続していることが確認できる。

また、当該遡及処理について、当該事業所の代表者は既に死亡しているため確認できず、申立期間当時申立人は当該事業所の取締役として登記されているものの、代表取締役の元妻及び同僚などからは申立人自身が事業所において営業の仕事をしていたとの供述はあるが、当該遡及訂正処理手続について関与していたとの供述は無い。

また、複数の同僚が「平成 8 年 9 月頃から給与の遅配や未払があった。」と供述し、申立人にも自己が保管する預金通帳の記載から同様に給与の未払があったことが確認でき、申立人自身「事業所の債務は 3,000 万円ほどあった。」と供述していること、当該事業所の代表取締役について

は、同人のオンライン記録で被保険者資格のあった別の事業所（株式会社 B）において平成 8 年 11 月 28 日に同年 10 月の定時決定での標準報酬月額 59 万円を取り消し、同年 6 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円に訂正した上で同年 11 月 28 日付けの資格喪失処理及び同事業所を適用事業所でなくする処理をし、その後申立事業所での資格取得もしていないことなどから、平成 8 年及び 9 年当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 9 年 8 月 28 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和29年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年12月24日から29年1月1日まで

日本年金機構の記録によると、A株式会社の本社から同社B所に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白があるが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の採用時、退職時の発令通知及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和29年1月1日に同社本社から同社B所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間①のうち、平成 13 年 2 月 1 日から同年 4 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、50 万円に訂正することが必要である。なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 21 日まで
② 平成 13 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社 A における平成 12 年 4 月からの標準報酬月額は、当時、受け取っていた給与額より低くなっていた。
また、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成 13 年 4 月 21 日となっていたが、現在も保管している給与明細書では、同年 4 月の保険料が控除されているようなので、同月についても厚生年金保険被保険者として認められないか、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における標準報酬月額は、平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までは 47 万円とされていたところ、同社が適用事業所ではなくなった日（平成 13 年 4 月 30 日）の後の同年 5 月 9 日付けで、12 年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。
また、株式会社 A における申立期間当時の事業主と取締役二人の標準

報酬月額が、申立人と同様に遡及して訂正されていることが確認できるほか、申立期間当時の事業主は「当時は経営不振で社会保険料の滞納があった。」と供述しているところ、滞納処分票により、申立期間当時、同社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から保険料の納付を促されていたことが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の取締役として登記されていたことが確認できるが、同僚は、「申立人はBとしてCに常駐しており、給与計算及び社会保険事務手続には関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成 13 年 2 月 1 日から同年 4 月 21 日までの期間について、申立人から提出された株式会社Aに係る給与明細書により、申立人の給与から標準報酬月額 50 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、申立人は、現在も保管している給与明細書で平成 13 年 4 月の保険料が控除されていることから、同年 4 月についても厚生年金保険の被保険者期間ではないかと主張しているところ、申立人から提出された株式会社Aに係る給与明細書により、申立人が同年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aは平成 13 年 4 月 30 日に適用事業所ではなくなっているほか、雇用保険の記録により、申立人が同社を同年 4 月 20 日に離職していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人が同年 4 月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、回答を得ることができた同僚は、申立人が同社にいつまで勤務していたかについては不明と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年12月1日から10年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から11年12月30日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成9年12月から11年11月までの標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっていた。この期間も給与が減額されたことは無いので納得がいけない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年12月1日から10年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける当該期間に係る標準報酬月額は、9年12月から10年7月までは59万円と記録されていたところ、同年10月30日付けで、9年12月に遡って41万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの元事業主の標準報酬月額も申立人と同様に遡及訂正されていることが確認できるほか、元事業主は、「当時は社会保険料の滞納があったため、自分が、申立人と自身の標準報酬月額を遡って減額訂正する手続を行った。」と供述している。

さらに、株式会社Aに係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の取締役として登記されていたことが確認できるが、元事業主及び同僚は、申立人は設計業務の責任者であり、給与計算及び社会保険事務手続には関与していない旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められな

いことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、平成10年8月1日から11年12月30日までの期間については、オンライン記録によると、10年8月から11年11月までの期間に係る標準報酬月額については、10年8月1日の月額変更及び11年10月1日の定時決定において、41万円と記録されているところ、当該処理について不備等は見当たらない上、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人及びB銀行から提出された普通預金取引推移一覧表により、当該期間において、株式会社Aから申立人名義の預金口座に入金があったことが確認できるものの、入金額は一定ではなく、入金元が特定できない期間もあること等から、申立人の報酬月額及び保険料控除額を推認することはできない。

さらに、株式会社Aの元事業主は、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額については、会社倒産により資料が無く、不明としている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成2年10月から3年9月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで

私は、昭和55年4月から現在まで、A株式会社に勤務をしている。先日届いた、ねんきん定期便の記録を確認すると、平成2年10月から3年9月の期間の標準報酬月額が、28万円から18万円に下がっている。前年より10万円も下がることは考えられず、年金事務所の記録間違いではないかと思っている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成2年及び3年の源泉徴収票の社会保険料控除額並びに3年度厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に係る厚生年金保険の「従前記録」欄に記載された標準報酬月額により推認できる厚生年金保険料額から、平成2年10月から3年9月までは30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年3月から同年8月までは15万円、同年9月から18年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月5日から18年4月1日まで

私は、平成17年3月に株式会社Aに月30万円の約束で入社した。

しかし、ねんきん定期便の記録を確認すると、勤務した平成17年3月5日から18年4月1日までの標準報酬月額が9万8,000円になっている。当時の給与明細書もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成17年3月から同年8月までの標準報酬月額については15万円、同年9月から18年1月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した申立人の平成 17 年 3 月 5 日付け資格取得届及び同年 9 月度の算定基礎届から、いずれも標準報酬月額が 9 万 8,000 円と確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 2 月から 3 月までの期間については、申立人が所有する給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

埼玉厚生年金 事案 6184 (事案 317 及び 1094 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和 55 年 8 月 1 日から 58 年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 有限会社における資格取得日に係る記録を 55 年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで
② 昭和 62 年 3 月 10 日から平成 2 年 5 月 31 日まで

申立期間①については、過去に 2 回第三者委員会において審議が行われたが、A 有限会社に係る給与明細書により昭和 58 年 11 月からしか認められなかったことについて到底納得がいかない。

また、申立期間②については、私は平成元年から 2 年にかけて A 有限会社で労働組合を結成し会社と対立した時期であり、間違いなく同社に在籍していた。

以上、両申立期間について、新たな関連資料を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 当時の事業主は既に廃業しており、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、ii) 当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかったこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 3 日及び 21 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、申立期間当時の業務部長による在籍証明書を提出して

いるところ、申立人の次男は、「父とは、しばらく別れて暮らしていたが、私が小学校*年生（昭和 54 年）の 8 月 2 日に、トラックで B 町まで迎えに来てくれ、その後 C 町で一緒に住み始めた。当時、父は D 市の E 会社に勤務していた。」と具体的に記憶している上、申立人の当時別居中であった妻に係る B 町の国民年金被保険者名簿により、その妻は昭和 54 年 8 月 5 日に C 町に転出していることが確認できることから、申立人は 54 年 8 月には A 有限会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和 58 年 11 月分の A 有限会社に係る給与明細書により、厚生年金保険料の控除が認められるところ、同僚二人のうち一人は、「当該明細書から保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の資格を取得させていないことは考えにくい、そうであるとすれば、試用期間経過後から継続して保険料を控除していたものと考えられる。」と証言している上、もう一人の同僚は「試用期間は 1 年ほどであった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者名簿において名前の確認できる同僚 36 人は、ほぼ全員が雇用保険の加入後 1 年以内に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月 1 日から 58 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和 58 年 11 月分及び 59 年 4 月分の給与明細書から 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に他界しているため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 8 月から 58 年 10 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 8 月 1 日までの期間については、上述のとおり、54 年 8 月から申立人が A 有限会社に勤務していたことは推認できるものの、事業主は既に他界しており、同僚等からも証言を得られないことから、申立人の 54 年 7 月 1 日から 55 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、i) 当時の事業主は既に廃業しており、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、ii) 当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかったこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと、iv) C町からの回答により、申立人の申立期間に係る国民健康保険の加入記録が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成元年から2年にかけてA有限会社において労働組合を結成し会社と対立していたことから、2年5月31日までA有限会社に勤務していたと主張し、それを証するものとして、「F規約」及び同僚の氏名、住所が記載された資料を提出している。

しかしながら、当該規約からは作成された日付は確認できない上、同僚が所持する当時の手帳の1987年（昭和62年）2月*日（G曜日）欄により、「H解雇」と記されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は昭和62年3月9日にA有限会社を離職し、同年7月30日に再就職手当を受給した上で、I株式会社において、同年6月26日に新たに雇用保険の資格を取得していることが確認でき、オンライン記録により確認できるI株式会社の所在地は申立人の記憶と一致する。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、私は、専門学校を卒業後、A所に勤務したが、厚生年金保険の加入ができなかったため、私が 20 歳になった時に父が国民年金の加入手続を行い、父母が保険料を納めてくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人が 20 歳になった時にその父が国民年金の加入手続を行い、その父母が保険料を納めてくれたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父は当時のことを覚えていないとしており、その母は申立期間当時、国民年金手帳を受け取らずに保険料を納付していたとしていることから、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 57 年 5 月から 59 年 3 月までは時効により保険料を納付できず、同年 4 月から 61 年 3 月までは遡って保険料を納付する期間となるが、その母は、国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「被保険者になった

日」に「昭和 57 年*月*日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「被保険者になった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年12月までの期間及び55年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から53年12月まで
② 昭和55年5月から同年10月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。A区のB所で国民年金の加入手続きを行い、送達された納付書により同出張所で国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月頃A区B所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳は、昭和61年4月以降に使用されている様式のものであり、申立人は、これ以外に年金手帳の交付を受けていないとしていることから、申立期間①及び②当時に国民年金に加入した事情が見当たらない

また、申立人は、A区B所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和63年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 17 日から同年 5 月 1 日まで
A 社 B 支社 C 所に勤務していた昭和 52 年 1 月 17 日から 53 年 10 月 31 日までの期間のうち、52 年 1 月 17 日から同年 5 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。

在籍証明書を添付するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の在籍証明書及び事業主提出の営業員コード番号一覧表により、申立人は A 社 B 支社 C 所（現在は、A 社 D 支社）に昭和 52 年 1 月 17 日から 53 年 10 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険の資格取得時期は、職員昇格と同時だった。職員昇格の時期は成績に応じて、入社後 4 か月目、5 か月目、6 か月目のいずれかであり、申立期間は職員昇格前の期間である。」と回答している。

また、複数の同僚も「入社してから数か月の見習期間があり、その期間は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述しており、当該同僚も勤務したとする日から厚生年金保険の被保険者資格取得日まで、数か月の未加入期間があることがオンライン記録により確認できる。

さらに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 10 月 25 日まで
A 株式会社に昭和 42 年 3 月から 43 年 10 月まで B として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
A 株式会社が倒産したことにより辞めたが、社員が今月の厚生年金保険料等を納めてあるのかと言っていたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述により期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A 株式会社は昭和 43 年 8 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A 株式会社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚（申立人が名前を記憶していた同僚一人を含む 30 人）に照会したところ、社会保険事務の手続をしていたとする同僚は「当時、車は 30 台ほどあり従業員は 60 人ほどいたが、厚生年金保険に加入していたのは 20 人くらいで全員が加入していたわけではない。」旨の回答をしている。

なお、回答を得られた同僚が名前を挙げた複数の同僚については、A 株式会社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立期間に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年頃から 58 年頃まで
株式会社D (E店) には 2 回就職しており、2 回目の昭和 59 年 4 月 2 日から同年 10 月 30 日までの年金記録はあるが、1 回目の 56 年頃から 58 年頃までの記録が無い。一緒に働いていた事務員さんの記録はあるのに、私は漏れているので、再度調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Dで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の申立内容について、F 所内の株式会社Dで事務員として勤務していた元同僚Aは、「昭和 54 年 9 月から 56 年 12 月 31 日まで同社で事務員をしていたが、女性は私一人だけで申立人は勤務していなかった。」と供述し、元同僚Aの後任の元同僚Bは、「前任のAから昭和 56 年 12 月末に業務を引き継ぎ、平成元年 9 月 1 日まで事務員として勤務した。当初女性は私一人だったが、途中から一人では大変なので同僚の女性Cが入社した。しかし、同僚Cはアルバイトであり、都合により 1 年位で退職した後に申立人は入社したので、申立期間において申立人は勤務していなかった。」と供述している。

また、同社の元取締役は、「申立人の記憶は無いが、事務員はF所で売掛金の現金管理や記録を本部に上げる仕事で 8 時間以上働いており、申立人の申立期間当時、女性の正社員は一人の事務員でほかにいなかった。事務員が忙しくなってきたからは、アルバイトを雇用したかもしれない。」と供述している。

さらに、上記元同僚を含む4人の事務員について、厚生年金保険の加入の時期について尋ねたところ、うち3人については、見習期間が一律ではないものの、入社から相当の期間を経てから加入したことが確認できることから、同社での事務員の厚生年金保険の加入については、入社と同時に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時に株式会社Dが社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所は、「当時の同社の従業員に係る資料は既に廃棄されている。当時の確かな記憶がある者もほかにいない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号の欠番も無い上、申立期間の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6163 (事案 1717 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 2 月末日まで
平成 7 年 7 月から 9 年 2 月までの期間は、標準報酬月額が前後と比較して低くなっていた。その間、今までどおりの給与をいただいていた。5 年から全社員対象に年俸制を導入した。その後、会社の経営悪化により給与が減額されたのは、私が退職した後の 12 年 8 月から破産までの期間と聞いている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。なお、今回は預金通帳が出てきたので提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに申立人から申立期間の預金通帳のコピーの提出を受けたが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる記載は見当たらなかった。

また、A 市役所から提出を受けた平成 8 年及び 9 年の社会保険料控除額とオンライン記録及び給与の振込額から計算した厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の合算額がおおむね一致することが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 16 日から 42 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するお知らせが届き、A株式会社に勤務していた期間が脱退手当金受給済みとなっていることを知った。脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和42年11月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 5 日から同年 8 月 7 日まで
② 昭和 40 年 4 月 3 日から 43 年 2 月 29 日まで

平成 16 年 7 月頃、年金受給を行った際に、合名会社Aに勤務していた期間が脱退手当金受給済みとなっていることを知った。脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 7 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 16 日から 20 年 7 月 1 日まで
有限会社Aに勤務していた期間の給与は 28 万円前後であったが、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、給与額と比較して低くなっている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人提出の給与明細書から、申立期間の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

しかしながら、給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額である上、前述の申立人提出の給与明細書に記載されている社会保険料控除額及び厚生年金保険料額がオンライン記録上の標準報酬月額から計算された厚生年金保険、健康保険、介護保険及び雇用保険の保険料額とほぼ等しくなることから、有限会社Aは申立期間における申立人の給与からオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと認められる。

また、申立人の平成 17 年 9 月 16 日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届並びに 18 年度及び 19 年度の被保険者報酬月額算定基礎届における申

立人の標準報酬月額、いずれも9万8,000円と記載されていることが確認できる。

なお、有限会社Aの事業主からは、照会に対する回答が無く、申立人の申立期間に係る報酬月額や保険料控除額について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の処理において、遡って訂正されるなどの不自然な事務処理の形跡は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月27日から38年12月31日まで
申立期間において、有限会社Aに勤務していたのに厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る商業登記簿（昭和36年10月*日会社成立）において申立人が監査役として記載されていること及び同事業所の元取締役の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、申立期間において、上記登記簿で確認できる事業主・住所等で、「有限会社A」という名前の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、当該事業所の元取締役によると「Aは厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。自分もAにおける厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と供述しており、さらに、申立人が一緒に勤務していたとしている事業主の妻に係るオンライン記録によると、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所の厚生年金保険の適用について確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 16 日から 51 年 11 月 1 日まで
株式会社Aには、昭和 44 年 4 月に入社し、51 年 10 月末頃まで勤務した。しかし、年金記録では、47 年 7 月 16 日に資格を喪失している。51 年 10 月末頃に退職するまで同社に継続的に勤務し、その間、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aに昭和 44 年 4 月に入社し、51 年 10 月頃に退職するまでの期間、継続的に勤務し、厚生年金保険の保険料も控除されていたはずである。Bには、その後就職した。」と供述している。

しかしながら、株式会社Aが提出した人事記録及び社報によれば、申立人が昭和 47 年 3 月 1 日付けで同社のC店Dとなった後、同年 5 月 1 日付けでE部所属へ異動となり、同年 7 月 15 日に解雇により退職しており、それ以降の同社の人事配置表にも申立人の氏名が無いことが確認できる上、雇用保険の記録においても、同社に係る資格取得年月日は 44 年 4 月 1 日、離職年月日は 47 年 7 月 15 日であることが確認できる。

また、F組合は、「昭和 47 年 5 月のE部への異動記録を最後に申立人の氏名は記録に無い。」と供述している上、株式会社Aで申立人を記憶する複数の同僚は申立人が解雇により同社を退職したことを記憶している。

さらに、厚生年金保険の記録によれば、申立人は昭和 48 年 4 月 1 日にB（G区H地）に係る被保険者資格を取得し、49 年 8 月 30 日に喪失していることが確認できる上、雇用保険の記録においても、同年 2 月 1 日から同年 8 月 29 日までの期間、同事業所のあったG区H地の事業所での加入記録が確認できる。

加えて、Bで申立人を記憶する3人の同僚は、「昭和48年頃から、申立人は営業担当社員として勤務していた。」と供述している上、事業所別被保険者名簿によれば、同事業所は50年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立人の「Bでの勤務は株式会社Aを退職後の51年11月以降である。」との主張には正確性を欠くところがうかがえる。

さらに、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間に係る申立人の氏名は見当たらず、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は無い。

なお、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
申立期間、A市B地あった有限会社CでDとして勤務した期間、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、E県A市にあった有限会社Cに勤務していたとして、代表者の氏名(F)や仕事内容を記憶している。

しかしながら、オンライン記録によると「有限会社 C」という名称の事業所は、E県内において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿においてもG市で同社名での事業所は確認できないほか、H機関I支局によれば、同社名でのJ事業者としての許可記録は無く、J事業者の団体であるKでの加入記録も確認できなかったため、申立人が勤務していた事業所を特定することができなかった。

また、申立人は、「同社では、給与支給時に給与明細書は発行されず、源泉徴収票も支給された記憶が無い。」と供述している上、同社における同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(株式会社AのB支店からCのD支店)
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
(株式会社CのD支店)

ねんきん特別便の記録では、株式会社AのB支店から株式会社CのD支店へ転勤した申立期間①及び同社D支店に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が前月までと比較し下がっている。誤っていると思うので、調査し、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が当該期間当時に勤務していた事業所の後継事業所である株式会社E人事部は、「申立人の人事カード、F基金加入員台帳(写し)を提出するが、当時の確認資料は保存期限外につき、不明。」と回答している。

また、G長は、H(株式会社Eの前身)基金の加入員記録でG管理の中脱記録照会(回答)を提出しているが、「昭和42年7月1日(基金設立)前の加入記録は無い。」と回答している上、当時の支店長、次長は既に亡くなっており、申立人の両申立期間に係る勤務実態等について供述を得ることはできない。

さらに、申立期間①について、事業所別被保険者名簿から申立期間前後の同支店の男子被保険者6人の取得時の標準報酬月額の平均は、申立人と同額の18万円であることが確認でき、転勤時に減額となっている社員はほかにもいることが認められる上、申立期間②について、事業所別被保険者名簿から同支店の多くの同僚も昭和40年10月の定時決定における標準

報酬月額は、前年と比較し下がっており、当時の同僚に照会したところ、標準報酬月額の変動については、時間外手当、日宿直手当の増減ではないかと回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 5 日から 44 年 6 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるとともに、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている支給額及び支給決定日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 16 日から 37 年 4 月 29 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A株式会社勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された脱退手当金に係る届出記録には、脱退手当金受給者と思われる者の氏名、整理番号、所属、退職年月日及び受給金額等が記載されており、当該届出記録には、申立人に係る記載が認められる。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月1日から同年5月15日まで
② 昭和23年11月1日から30年9月20日まで
ねんきん特別便によると、申立期間における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、自分は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱退手当金」、「支給年月日 31.11.27」の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、脱退手当金支給決定日とほぼ同時期の昭和31年12月1日に、申立期間②の事業所の資格取得時に付与された記号番号を取り消し、申立人が23年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立期間①における記号番号へ統合されていることが記載されていることから、脱退手当金の請求に併せて二つの記号番号が統合されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 15 日から同年 3 月 16 日まで
② 昭和 34 年 3 月 30 日から同年 5 月 27 日まで
③ 昭和 34 年 7 月 16 日から 35 年 5 月 21 日まで

昭和 27 年 4 月から 35 年 4 月まで A 株式会社（以前は、B）に勤務したが、年金記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無かった。当時、一緒に入退社した同僚の名前も覚えているので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について、A 株式会社勤務していたと申し立てており、同社で一緒に入退社した同僚を記憶していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日は申立人の記録とおおむね一致している。

また、A 株式会社は既に全喪している上、前述の同僚は既に死亡しており、この同僚のほかに申立人が名前を記憶している同僚は所在不明であるか、照会に対する回答が得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立人は、申立期間③についても、A 株式会社勤務していたと申し立てているが、同社は昭和 34 年 8 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③の一部については、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は昭和 34 年 5 月 27 日から同年 7 月 16 日までの期間において、B 株式会社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人は、上述の同僚と一緒に同社に入退社したことを記憶していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日は申立人の記録とおおむね一致している。

さらに、A 株式会社及び B 株式会社は既に全喪している上、上述のとおり、同僚は既に死亡しており、この同僚のほかに申立人が名前を記憶している同僚は所在不明であるか、照会に対する回答が得られないことから、申立人の両社における、申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 加えて、申立期間前後に申立人の被保険者記録が確認できる A 株式会社、B 株式会社及び株式会社 C に加え、申立人と同様に A 株式会社で昭和 34 年 2 月 15 日に資格を喪失した 114 人のうち 3 人以上が被保険者資格を再取得している別の 7 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの名簿においても、申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月頃から35年7月頃まで
年金事務所の記録では、株式会社Aに勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、B区には株式会社Aという名称の適用事業所が二つ確認できるところ、そのいずれの事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

また、当該二つの適用事業所に係る事業所別被保険者名簿に氏名のある複数の被保険者に照会してみても、申立人の申立内容を確認することはできない。

一方、申立人は、申立事業所を昭和35年7月に退職し、同年8月からC機関（平成13年にD機関に統合）に就職したとしているところ、D機関が保管していた申立人のC機関における人事記録によれば、申立人は34年8月24日にEによりF（現在の非常勤職員）に任用されていることが確認できることから、申立期間には既にC機関に勤務していたことがうかがえる。

また、当該C機関における人事記録には、申立人の申告に基づき記載したと考えられる、「A 昭和31年10月入社、32年5月同社解散」との記録が確認できるところ、オンライン記録では、昭和27年3月1日から32年7月9日までの期間について、G株式会社（現在は、株式会社H）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人にも当該期間に申立事業所に勤務したことの記憶は無い。

なお、オンライン記録によれば、C機関が厚生年金保険の適用事業所と

なったのは昭和51年4月2日であり、D機関は、申立人の申立期間に関する厚生年金保険の適用については、資料も無く不明と回答している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案6186（事案5478の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月頃から35年8月1日まで
② 昭和35年8月1日から40年4月27日まで

申立期間①について、日本年金機構の記録では、私がA有限会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和35年8月1日となっているが、私よりも2年後に同社に勤務した同僚に確認したところ、34年1月10日から厚生年金保険の資格を取得しており、私の同社に係る資格取得日の記録に誤りがあることが分かった。当時の写真もあるので、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、昭和40年5月13日に脱退手当金を受け取ったことになっているとのことであるが、私は脱退手当金を受け取っていない。既に記録訂正は認められないとの結論が第三者委員会から出されたが、上記同僚は退職時に脱退手当金の説明は受けておらず、私についても脱退手当金を受け取っていないと思うと話していたので、再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚の供述等により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①の一部においても、申立事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、申立人と同じ昭和35年8月1日に申立事業所において資格を取得している同僚は、試用期間があり、厚生年金保険には未加入の期間があった旨の回答をしている。

また、事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の記録においても、資格取得日の記載内容に不自然な点は無く、オンラ

イン記録とも一致しており、遑って訂正が行われた形跡も無い。

さらに、事業主は、平成4年に社屋が全焼しており、資料が無く、申立内容については不明としている上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、i) 申立人は、申立事業所に勤務し厚生年金保険被保険者であった申立人の母親が「退職時に、会社から脱退手当金の説明があり、約8,000円を受け取った。」と話しているのを聞いた記憶があると供述している上、脱退手当金の受給記録が確認できる12人中、申立人を含む10人は6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記され、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時一緒に勤めていた同僚が「退職時に脱退手当金の説明は無かった。」と言っていたとしているが、当該同僚は、申立事業所に係る被保険者期間だけでは脱退手当金の受給資格を満たしておらず、申立人とは状況が異なる上、当該同僚にも詳細の記憶は無かった。

また、上記同僚から「(申立人は)脱退手当金を受け取っていないと思う。」と言われたとしているが、昭和35年に申立事業所に係る資格を喪失した同僚が、その約5年後の40年4月27日に資格を喪失した申立人の脱退手当金の受給有無を証明できるとは考え難いことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立内容等において当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 9 日から 34 年 5 月 8 日まで
② 昭和 34 年 10 月 12 日から 43 年 9 月 26 日まで
オンライン記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、そのような制度があることも知らなかったし、まして脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間②の脱退手当金が支給決定したという日は、長女の出産のためにA地の姉の家で世話になっており、自宅に不在な時であり、脱退手当金の手続をするような余裕は無かった。申立期間の脱退手当金を受領していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないと主張しているが、オンライン記録では2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間①については、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に、朱色の「脱B」の○印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 28 日まで

オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、そのような制度があることも知らなかったし、まして脱退手当金を受け取った記憶も無い。脱退手当金が支給決定した日は、専業主婦で、約 2 歳になる長女の育児に専念しており、脱退手当金の手続をするような余裕は無かった。申立期間の脱退手当金を受領していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、支給額に誤りは無く、昭和 40 年改正法附則第 17 条の規定に基づき、脱退手当金の受給権が発生した 7 か月後の昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。